

堺市監査委員公表第 39 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 7 年 12 月 22 日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	大 林	健	二
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

北区役所

(企画総務課、新金岡市民センター、新金岡地区活性化推進室、
自治推進課、市民課、保険年金課)

北保健福祉総合センター

(生活援護課、地域福祉課、子育て支援課、北保健センター)

第3 監査の対象期間

令和7年度(令和7年4月1日～令和7年7月31日)

ただし、必要に応じて令和6年度以前を含む。

第4 監査の実施期間

令和7年8月1日～令和7年12月22日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 企画総務課

(1) 区役所庁舎の安全性について

庁舎を利用する者の安全性の確保等のため、施設に係る各種の法定点検、老朽化による危険箇所の確認や防火・防災対策等の区役所庁舎の管理を行っている。

これらの庁舎管理について、調査した範囲では特に指摘すべき事項はなかった。

利用者の安全性を確保するためにも、引き続き適切な管理を行われたい。

なお、事務局による事前調査では、定期監査及び行政監査を担当する事務職員に加え、工事監査を担当する技術職員が、関係書類の抽出調査を行い、実地において区役所庁舎の一部を目視等により確認した。

2 保険年金課

(1) 国民健康保険料について

堺市国民健康保険条例に基づき、普通徴収に係る国民健康保険料の徴収事務を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 北保健福祉総合センター 生活援護課

(1) 生活保護費徴収金・生活保護費返納金について

生活保護法に基づき、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者がいた場合等（法第78条）に、支給した保護費等をその者から徴収し、徴収金として収入している。

また、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合（法第63条）に支給した保護費等について、被保護者に返還を求め、返納金として収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

4 北保健福祉総合センター 地域福祉課

(1) 介護保険料について

堺市介護保険条例に基づき、介護保険料の減免、徴収猶予に係る事務、並びに介護保険料の収納事務を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 社会福祉費負担金（養護老人ホーム負担金）について

堺市老人福祉法施行細則に基づき、養護老人ホーム入所者負担金を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

5 北保健福祉総合センター 北保健センター

(1) 環境衛生手数料（狂犬病予防手数料）について

堺市手数料条例に基づき、狂犬病予防法関係手数料を徴収している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 区役所共通項目

(1) 公有財産（土地・建物）の管理について

公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり意見を付す。

[公有財産の適正管理について（意見）]

令和7年9月3日に実地調査を行ったところ、校区地域会館敷地として貸し付けている土地に設置された、地域会館付帯設備（支柱）に、公有財産貸付申請書及び公有財産使用貸借契約書に記載のない、地域防犯を目的とした防犯カメラが設置されているものがあった。契約書では地域校区会館敷地として貸し付けているため、当該カメラは会館の運営を超えた利用形態であると認められる。

公有財産の貸付においては、契約書等に記載された目的に沿った使用がなされるべきものである。定期的の実地調査の際には、付属物も含め、使用が目的どおりに行われているかを確認し、適正な維持管理を行われたい。

（自治推進課）

(2) 委託料について

委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 委託業務における提出書類

委託業務における提出書類について、以下のものがあった。

(ア) 北区役所ほか冷暖房設備保守点検業務について長期継続契約として3年度にわたる契約を締結しており、仕様書では、受注者は市に対して実施体制、実施工程、業務を行う者が有する資格等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した実施計画書を提出し、協議することとしている。

しかし、市は実施計画書を受け取っていたものの、令和7年度から令和9年度の長期継続契約においては、実施体制及び業務を行う者が有する資格等が記載されていないもの、令和4年度から令和6年度と同契約においては、業務を行う者が有する資格等が記載されていないものを受け取っていた。

（企画総務課）

(イ) 新金岡市民センター清掃業務について、仕様書では、受注者が現場責任者を市に届け出ること及び業務担当者名簿を提出することが定められており、清掃業務終了後に提出する業務報告書には、従事した現場責任者名及び業務担当者名を記載することとされている。

しかし、市が受け取った業務報告書を確認したところ、現場責任者の氏名欄には届出のあった現場責任者とは異なる者が記載（押印）されていた。また、作業員の氏名欄にも業務担当者名簿に記載されていない者が記載（押印）されていた。

（新金岡市民センター）

イ 仕様書の記載内容について

北区役所ほか自家用電気工作物保安管理業務について、仕様書では履行細目については自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書（以下「委託細目書」という。）に基づくものとするとしており、委託細目書には履行内容や権利義務等を記載している。

委託細目書には「甲」及び「乙」の表記があり、それぞれ発注者又は受注者を指していると思われるが、定義づけの段階で誤って「甲」及び「乙」をいずれも「受注者」としたため、委託細目書の内容が発注者又は受注者のいずれに関して定められた内容であるかが不明確なものとなっていた。

また、条の見出しを「代行者」としているにもかかわらず、代行者には関係のない条文を記載しているものがあつた。

（企画総務課）

(3) 補助金について

補助金に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があつたので、適切な処理をする必要がある。

ア 現金出納簿等の整理

北区役所拾得金（公金外現金）は、堺市北区役所拾得物一覧簿及び現金出納簿により管理することとしている。

しかし、令和7年9月4日に実地調査を行ったところ、上記の帳簿のうち現金出納簿において、令和7年8月5日の払出し以降、収支整理者、出納取扱者、所属長全ての押印がなかった。

(企画総務課)

イ 公金外現金の支出時の決裁

日本赤十字社大阪府支部堺市北区地区運営経費の事務で扱っている公金外現金について、取扱いの規定では、支出を行うためには、出納取扱者が公金外現金取扱管理者の決裁を経た支出伝票の回付を受けて支出することとされているが、支出伝票に公金外現金取扱管理者の決裁がないまま支出されているものが6件あった。

(自治推進課)

ウ 切手等受払簿の整理

切手等受払簿の整理について、以下のものがあった。

(ア) 月計処理時には月計欄及び累計欄に記入し、物品取扱員及び物品管理者が、切手等の残数確認及び自署又は押印を行う必要がある。

しかし、令和7年9月4日に実地調査を行ったところ、切手の月計欄及び累計欄の記入がされていないにもかかわらず、物品管理者及び物品取扱員の押印がされているものがあった。

(市民課)

(イ) 代行者による払出しの必要が生じた場合は、摘要欄に払出しを行った職員名を記載することとされている。令和7年度分の切手等受払簿を調査したところ、4月全ての受払いについて、物品取扱員欄の印が訂正されていた。このため、実情を確認したところ、4月の払出しは全て代行者が行っていたとのことだった。

しかし、摘要欄に代行者の記載がなく、払い出した者が不明になっていた。

(北保健福祉総合センター 北保健センター)